

協同農業普及事業をめぐる情勢

令和7年6月

農産局 技術普及課

農林水産省

目 次

• 協同農業普及事業の役割・概要……………	1・2
• 協同農業普及事業の運営方針……………	3
• 普及指導体制の状況……………	4・5
• 普及指導員の任用資格……………	6
• 普及指導員の資質の向上……………	7
• 農業革新支援専門員の配置……………	8
• 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和5年度末）……………	9
• （参考）協同農業普及事業における普及活動例……………	10・11
• （参考）運営指針のポイント……………	12
• （参考）令和7年度普及事業関連予算概算決定の概要……………	13～15
• （参考）協同農業普及事業の変遷……………	16

1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する普及指導員（国家資格を有する都道府県職員）が、直接農業者に接して、現場での農政課題解決を総合的に支援する役割を担う。

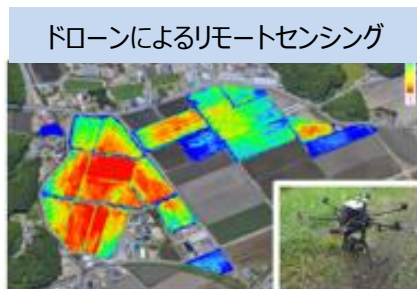
農業人材の育成・確保

- ・ 農業者への巡回指導
- ・ 品質向上のための技術講習会の開催
- ・ 経営管理・農作業安全に関する研修の実施
- ・ 女性の農業経営への参画の推進



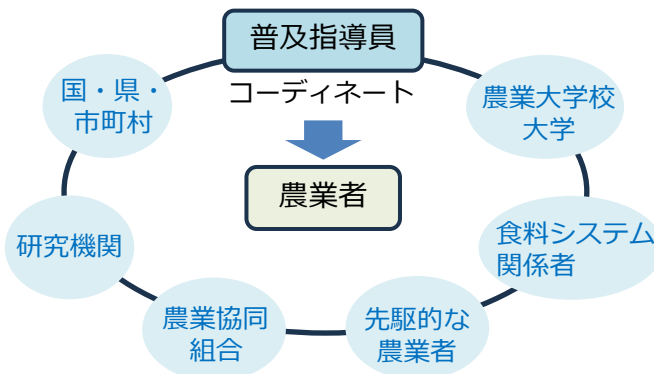
新技術等の現場定着

- ・ スマート農業技術、農業支援サービスの活用促進
- ・ みどりの食料システム戦略の推進



関係機関のコーディネート

- ・ 行政機関、研究機関、教育機関、食料システム関係者など多様な関係者と農業者との結び付け
- ・ 加工・業務用需要への対応、輸出向け農産物や有機農産物需要への対応など、マーケットインの生産体制の構築支援
- ・ 地域計画の実現・見直しに向けた支援

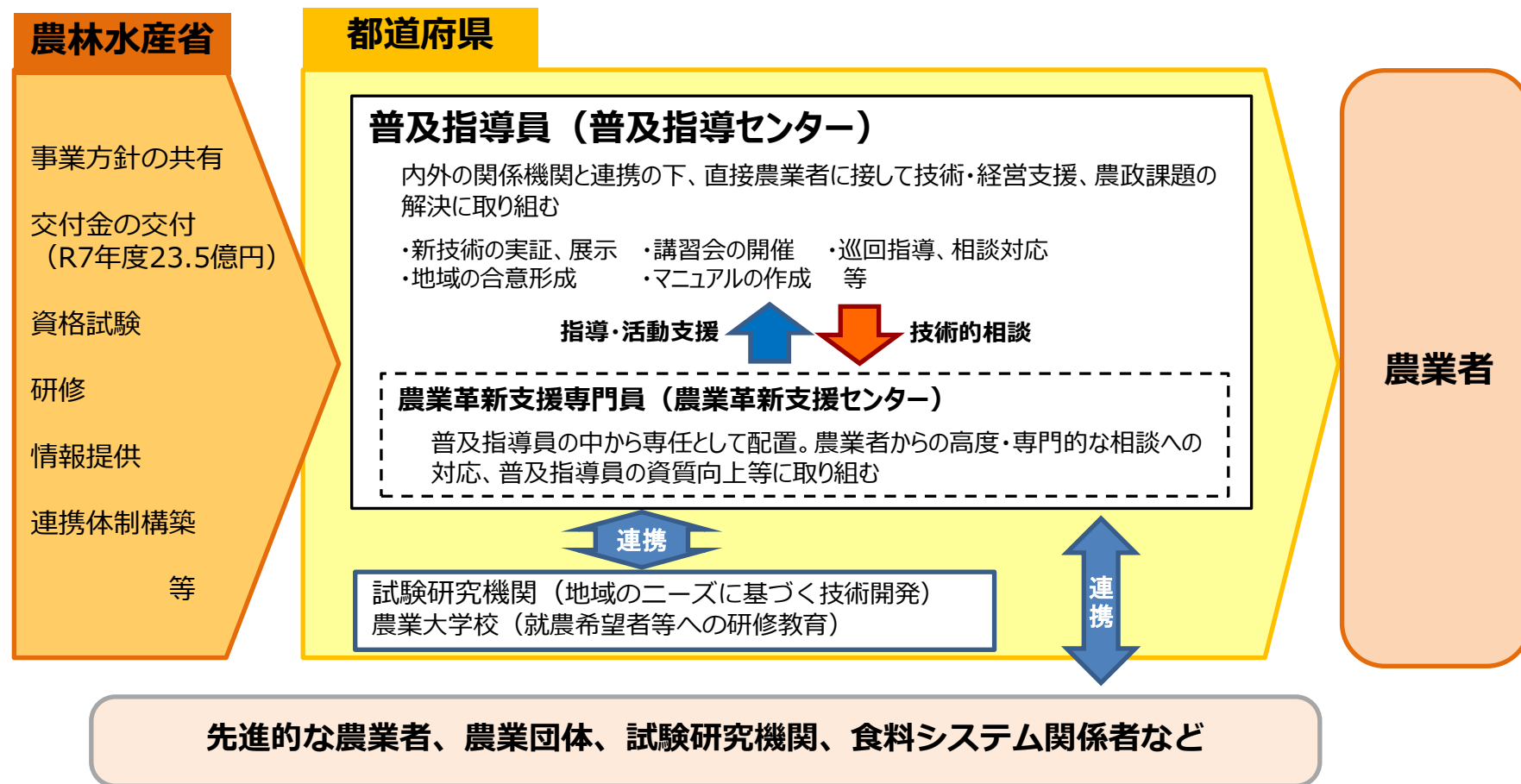


その他の取組

- ・ 気候変動に対応した農業の推進
- ・ 鳥獣被害防止に向けた支援
- ・ 自然災害への備えや営農再開に向けた支援

2 協同農業普及事業の概要

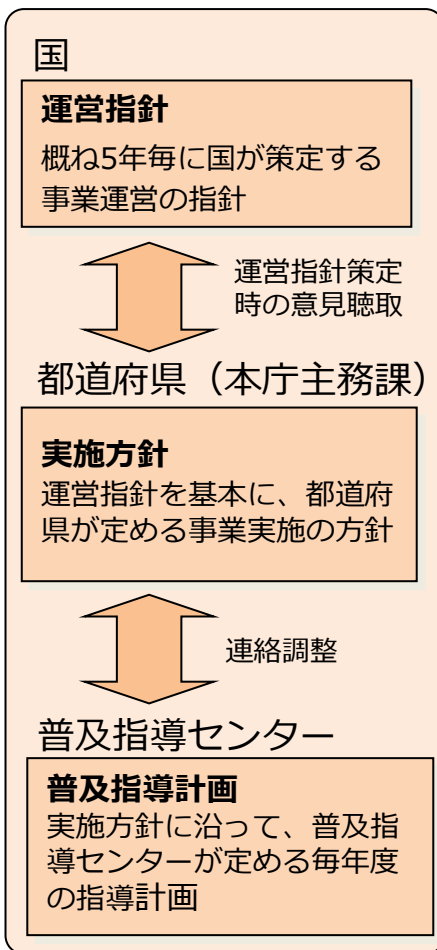
- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。
- 事業実施にあたっては、国と都道府県が事業方針を共有し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



3 協同農業普及事業の運営方針

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な事業方針を明確化し、共有するため、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定。また、概ね5年毎に策定する運営指針を補足するものとして、時々的重要な農政課題等を踏まえたガイドラインを策定。
- 都道府県は、運営指針を基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。また、実施方針に沿って普及指導センター単位で普及指導計画を策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○事業の運営の流れ



協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）

（令和7年4月30日告示）

取り組む基本的課題

1 担い手の育成・確保

地域計画に位置付けられた担い手の育成のほか、女性の参画、農業支援サービスや多様な人材の活用等を推進

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、農業支援サービスの活用促進等を推進

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動適応策のほか、有機農業の面積拡大、化学農薬・化学肥料の適正利用など、みどり戦略に位置付けた新技術の導入を推進

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料の国内資源の利用拡大、家畜伝染病疾病予防、輸出拡大など国内供給力の強化等を推進

5 農村の振興

地域計画の実現に向けた合意形成支援、中山間地等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えや復旧・復興に向けた取組を推進

重点的に取り組む普及指導活動

○担い手の育成・確保に向けた支援の充実・強化

次世代の担い手への円滑な生産基盤の継承、法人化や労働環境の整備、女性農業経営者の技術習得等を推進

○スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術及び生産方式の導入に関する相談体制の整備と計画づくりに対する伴走支援等を推進

○農業支援サービスの活用の促進

サービス事業者に関する情報や、サービス活用を通じて資材コストを低減する経営手法に関する情報等の提供を推進

○マーケットインの生産体制の構築

食料システム関係者等との連携の下、産地の労働力等を踏まえた品種、栽培方法の選定と技術指導等を推進

普及指導活動の効果的な実施

○農業者に対する支援の充実・強化

施策情報の提供、ICTの積極的な活用、地域計画に係る話合いのコーディネート等の推進

○食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

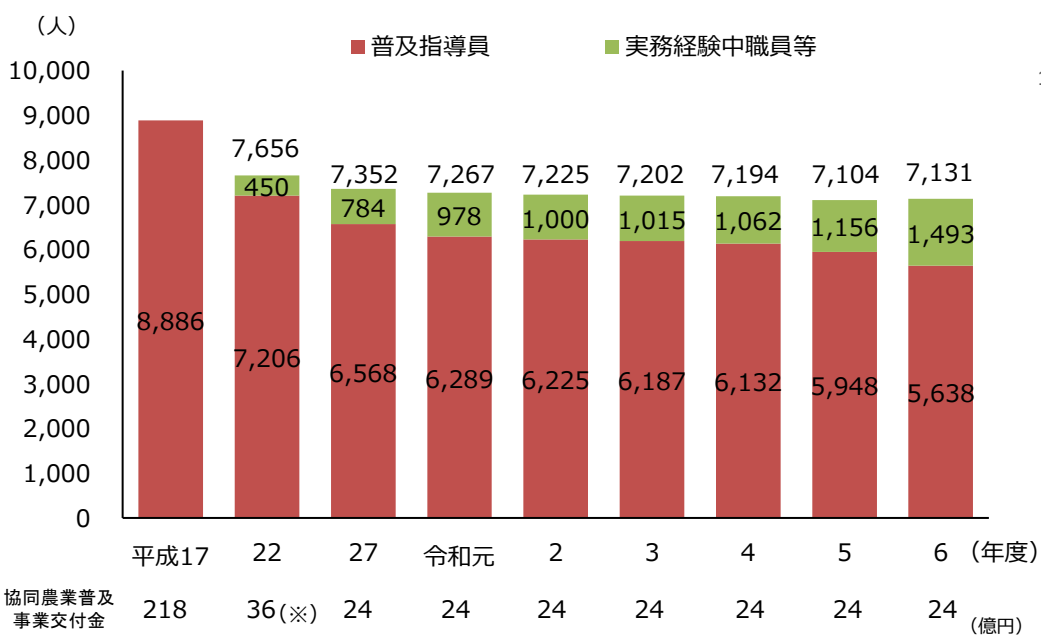
産地プロデュース機能の発揮と連携機会の創出

○試験研究機関との連携強化等

4 普及指導体制の状況①

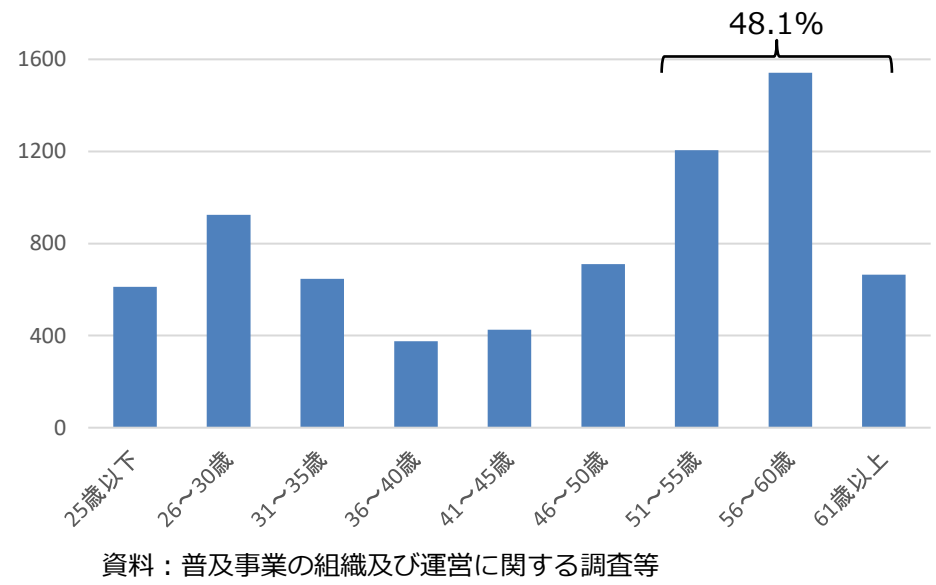
- 普及職員数は、地方の行財政改革等により全国的には減少してきたが、近年は横ばいで推移。
- 普及職員の年齢別構成は、50代以上が約半数を占める一方で、普及指導員資格の取得に向けて実務経験中の若手の職員が増加している。
- 普及職員全体に占める女性割合は32%であるが、このうち実務経験中職員等の女性割合は42%となっており、今後更に普及指導活動における女性の活躍が期待される。

○普及職員数の推移

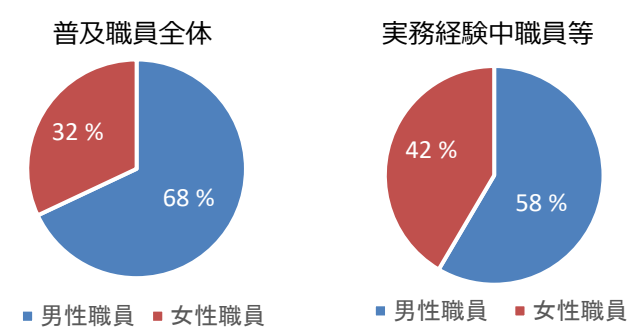


資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等
 注：数値は各年度末の人数。ただし、令和6年度のみ年度当初の設置数。
 協同農業普及事業交付金の数値は実績額。
 (※) 都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲。

○普及職員の年齢構成割合（令和5年度末）



○普及職員の男女割合（令和5年度末）



資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

5 普及指導体制の状況②

○ 普及指導センター数についても、近年の事業の多様化や地域の実情、地方の行財政改革等を受けて、組織再編が進行したが近年は横ばいで推移。現在、全国に361箇所（このほか支所等117箇所）設置されており、普及指導員の約9割が所属している。

○普及指導センター数の推移 (単位：箇所)

	H10	15	20	25	30	R3	4	5
普及指導センター数	510	456	387	366	360	361	361	361
(参考) 支所・駐在所等	62	55	124	128	121	117	117	117

○普及指導員の所属場所（令和5年度） (単位：人、%)

	普及指導センター	本庁主務課	試験研究機関	農業大学校	その他	合計
該当県数	47	26	9	23	13	—
設置数(人)	5,331	226	74	243	74	5,948
割合(%)	89.6	3.8	1.2	4.1	1.2	100

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等
注：数値は各年度末の設置数。

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等
注：試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

○普及指導員の担当部門別設置数（令和5年度末） (単位：人)

分野	作物			野菜	果樹	工芸作物	花き	養蚕	畜産	土壌肥料	病害虫
	うち稲作	うち普通畑作物									
設置人数	1,193	785	737	1,602	716	173	591	1	597	362	285

分野	担い手育成		環境保全型農業		農業労働	農業機械	農業経営 (マーケティングを含む)	農家経営 (生活改善を含む)	農産物活用 (流通・加工、直売を含む)	農村環境 (鳥獣害対策を含む)	普及指導活動	その他
	うち青少年	うち有機農業										
設置人数	714	319	272	153	115	90	536	260	244	262	192	1,477

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査
注：複数分野の担当者がいること、都道府県によっては担当分野を持たない者がいることにより、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

6 普及指導員の任用資格

- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。受験にあたっては、普及指導センター等における一定期間の実務経験が要件。
- 資格試験は、全国的に普及指導員としての一定水準以上の資質を確保するために国が統一的に実施。

任用資格

以下のいずれかに該当する者

- (1) 普及指導員資格試験の合格者
- (2) 過去15年のうち12年以上、試験研究、教育等に従事している者
- (3) 管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士、弁理士又は中小企業診断士の有資格者

○普及指導員資格試験の実施状況 (単位：人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
令和元年度	612	381	62.3
2年度	701	452	64.5
3年度	709	483	68.1
4年度	655	479	73.1
5年度	683	427	62.5
6年度	769	432	56.2

資料：農林水産省技術普及課調べ

受験資格

以下の職務に従事した一定年数^(注)以上の経験があること。

- (1) 農業又は家政に関する試験研究
- (2) 農業又は家政に関する教育
- (3) 農業又は家政に関する技術の普及指導

- (注)・ 学歴が大学院修士課程修了の場合は2年、大学等卒業の場合は4年、短期大学等卒業の場合は6年、高等学校卒業の場合は10年。
- ・ ただし、大学院修士課程修了の場合を除き、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮。

試験の内容

書類審査 筆記試験	実務経験の内容等 ①農業全体に関する 基礎的な知識 ②農業に関する高度かつ 専門的な技術に関する知識 ③農業現場における課題解決 能力
口述試験	普及指導員として必要な資質等

スケジュール

5月上旬：試験実施公告
6月上旬：受験願書提出
締め切り
8月中旬：筆記試験
11月下旬：口述試験
12月下旬：合格発表

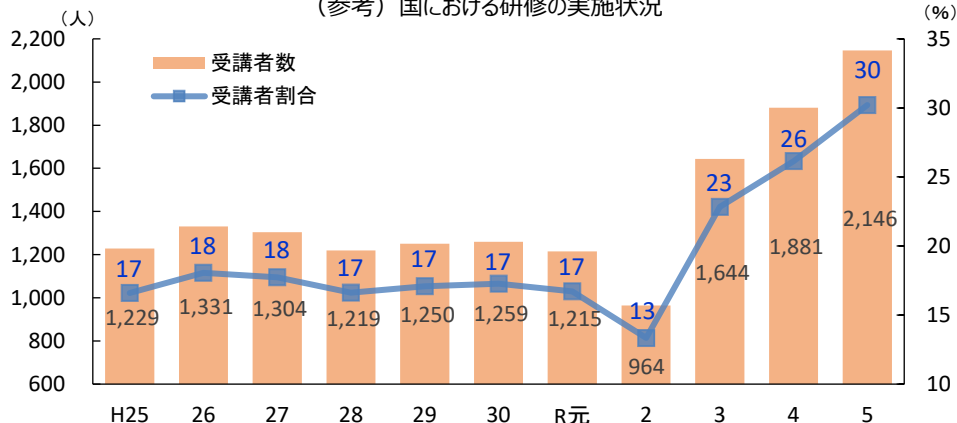
7 普及指導員の資質の向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、国と都道府県がそれぞれの役割分担の下で、計画的に普及指導員の資質の向上を図る研修等を実施。

国の役割

- 国と県の役割分担を踏まえた研修体系を策定。
- スマート農業やみどりの食料システム戦略など農政上の重要課題に係る研修や普及指導員のステージに応じた研修等を実施。
- 都道府県における研修が効果的・効率的に実施されるよう、研修講師や講義資料に関する情報提供を実施。

(参考) 国における研修の実施状況

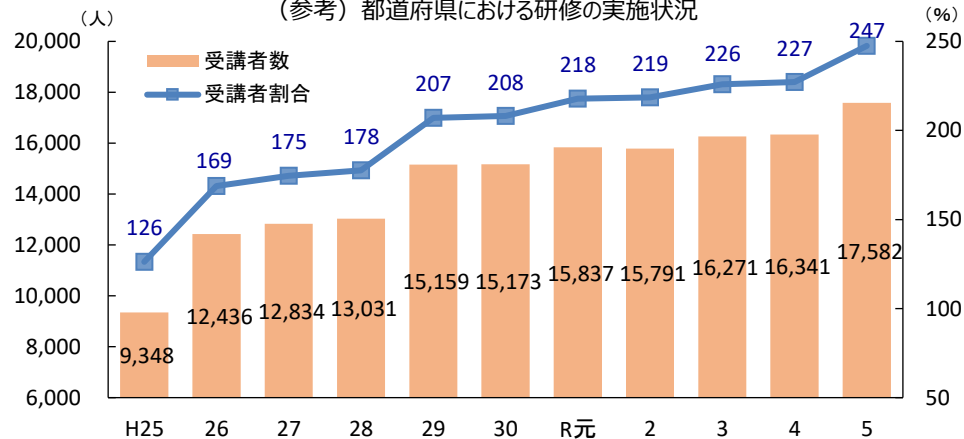


注：R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により複数中止。R2年度途中よりオンライン開催等により実施しており、R3年度以降は受講者数が増加している。

都道府県の役割

- 普及指導員の能力が継続的に取得されるよう、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定。
- 専門分野の知識・技術の研修やOJT研修など、より実践的な研修を実施。
- 国や外部機関が行う研修を都道府県において有効に活用。

(参考) 都道府県における研修の実施状況



注：H26年から調査内容の変更に伴い、より実態に合った受講者数となっている。

研修体系

① 実践指導力の確立期

- ・普及指導員の役割・目的意識の醸成に関する研修
- ・基礎的な普及指導方法の習得に関する研修 等

② 専門指導力の確立期

- ・専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上に関する研修

等

③ 総合指導力の確立期

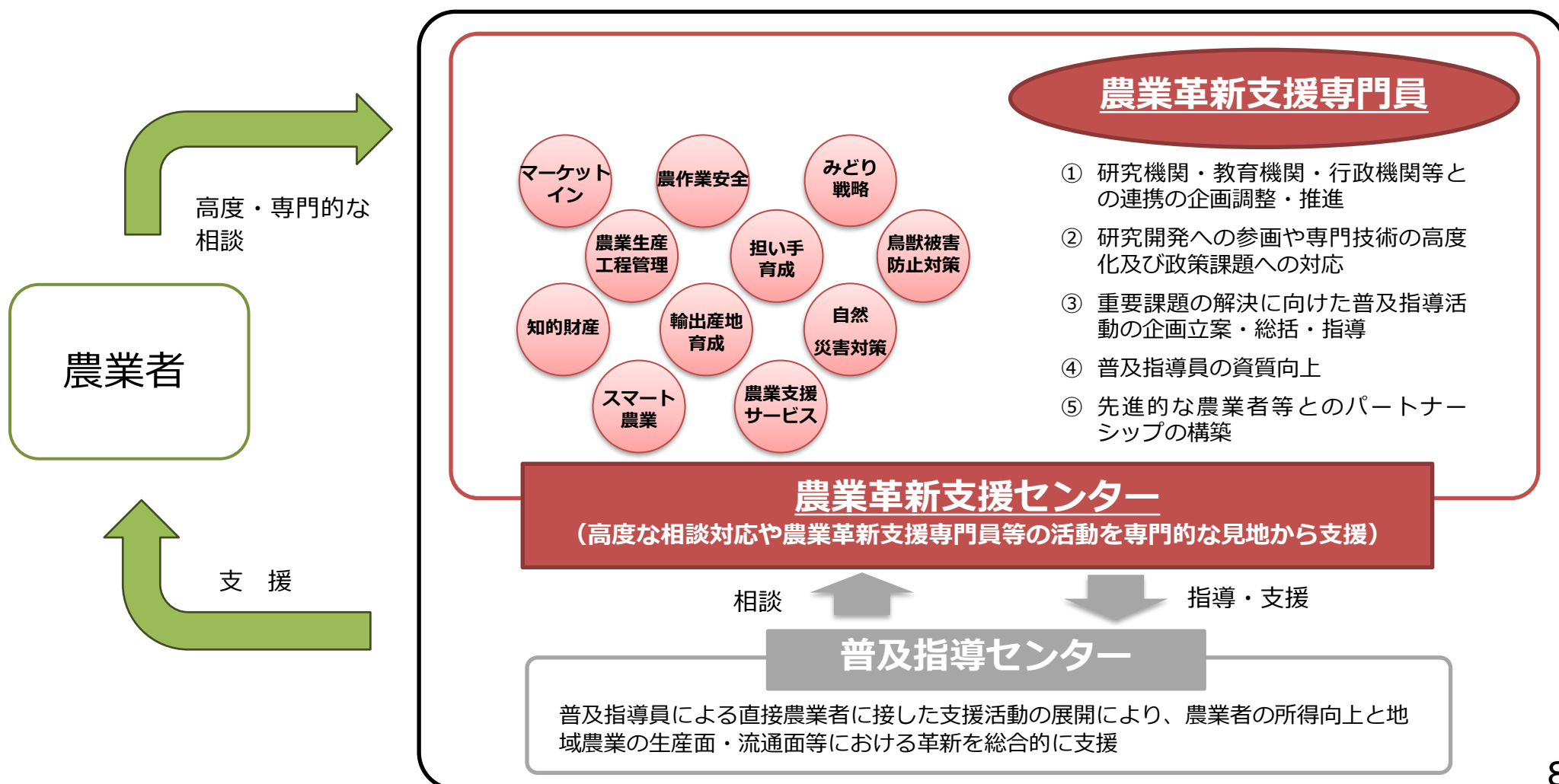
- ・②に加え、普及指導方法の高度化に関する研修
- ・若手普及指導員の育成に資する人材育成に関する研修 等

④ 企画・運営力の確立期

- ・普及指導活動の総合的な企画調整に関する研修
- ・普及指導活動の管理運営等に関する研修 等

8 農業革新支援専門員の配置

- より質の高い普及指導活動を展開するため、平成24年度より、①研究、行政等との連携、②研究への参画等、③普及活動の企画・立案・総括、④普及指導員の資質向上、⑤先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等を担う農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する旨を運営指針に位置づけ。〔全国で計621名配置（令和5年度末）〕
- また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。〔全47都道府県で設置〕



9 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和5年度末）

（単位：人）

分野	土地利用型作物		園芸			畜産	生産工程管理・農作業安全		持続可能な農業・鳥獣害対策	
	稲作	普通畑作物	野菜	果樹	花き		生産工程管理(GAP)	労働安全	農村環境	鳥獣害
設置人数	61	61	106	62	59	72	57	37	54	42

分野	担い手育成		自然災害対策	6次産業化	スマート農業	普及指導活動	都道府県が定める分野	実配置人数
	就農	経営						
設置人数	40	57	29	41	97	63	84	621

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査

（注）数値は令和5年度末の設置数。複数分野の担当者がいるため、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

○農業革新支援専門員の設置根拠（運営指針 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう配慮するものとする。

○農業革新支援専門員の選定基準（ガイドライン 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

（4）農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、農業改良助長法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。